

第5回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年3月25日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

名古屋銀行協会 2階 201号室

議 案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬の件

目 次

第5回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
（提供書面）	
事業報告……………	13
計算書類……………	33
監査報告……………	35

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、満席になった場合は入場をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年3月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 2階 201号室 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 第5期（2020年1月1日から2020年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。 1. 株主資本等変動計算書 2. 計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://stmn.co.jp/>)

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://stmn.co.jp/ir>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の説明につき、詳細なご説明を省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年3月25日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年3月24日(水曜日)
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月24日(水曜日)
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股

××××年××月××日

最早日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
日本 支 店/支店コード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

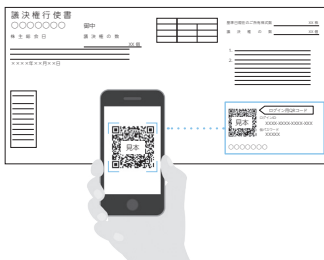
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

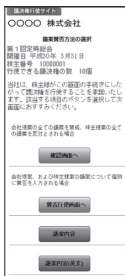
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

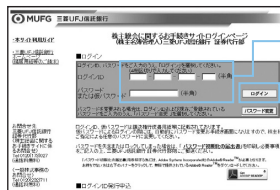
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

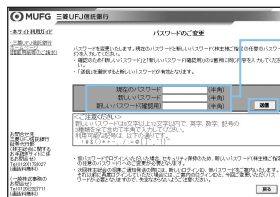
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	加藤 厚史	代表取締役社長	再 任
2	小林 一樹	常務取締役	再 任
3	満沢 将孝	取締役	再 任
4	大西 泰平	取締役	再 任
5	森山 裕平	取締役	再 任
6	藤田 豪	取締役	再 任 社 外 独 立

再 任

再任取締役候補者

新 任

新任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	カトウ アツシ 加藤 厚史 (1981年4月19日)	2006年 4 月 中京テレビ放送株式会社入社 2008年 1 月 株式会社エイチーム入社 2010年10月 同社取締役 2016年 1 月 当社代表取締役社長（現任）	4,125,000株
		(取締役候補者とした理由) 加藤厚史氏は、2016年1月の当社創業以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たし、企業価値の向上に貢献しております。係る実績を踏まえ、更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再 任	コバヤシ カズシゲ 小林 一樹 (1976年10月11日)	2001年 4 月 ヤフー株式会社入社 2006年 2 月 グリー株式会社入社 2008年 1 月 同社執行役員開発本部長 2016年 8 月 当社取締役CTO 2018年 1 月 当社プロダクト部長（現任） 2020年 3 月 当社常務取締役VPoE（現任）	250,000株
		(取締役候補者とした理由) 小林一樹氏は、2016年8月より経営に参画し、プロダクト開発部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。今後も、主にプロダクト開発部門において同氏の豊富な経験と高い見識により、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	ミツザワ マサタカ 満沢 将孝 (1986年4月9日)	2009年 4 月 株式会社ビルディング企画入社 2016年12月 同社取締役 2018年 3 月 当社入社 2018年 9 月 当社執行役員セールスマーケティング部長 2019年 9 月 当社取締役 TUNAG事業部長（現任）	30,000株
		(取締役候補者とした理由) 満沢将孝氏は、事業会社において、営業・人事担当役員を歴任した後、現在は当社の「TUNAG」事業を統括し、その職責を十分に果たしております。係る実績を踏まえ、今後も当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	オオニシ タイヘイ 大西 泰平 (1984年12月8日)	2008年 4 月 株式会社大広入社 2012年 9 月 株式会社ユニクロ入社 2014年 7 月 Sekai Lab Pte.Ltd.入社 2016年 8 月 当社取締役（現任） 2020年 3 月 当社コーポレート本部長（現任）	405,000株
		（取締役候補者とした理由） 大西泰平氏は、2016年8月より経営に参画し、事業統括及びコーポレート部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。現在はコーポレート部門を統括し、その職責を十分に果たしております。係る実績を踏まえ、今後も当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	モリヤマ ユウヘイ 森山 裕平 (1985年6月23日)	2007年 4 月 株式会社ラビアンローゼ入社 2010年 7 月 株式会社ハートボックス入社 2011年 7 月 株式会社エイチーム入社 2018年 1 月 当社入社 2018年10月 当社執行役員カスタマーサクセス部長 2020年 3 月 当社取締役（現任） 2020年 5 月 当社FANTS事業部長（現任）	22,000株
		（取締役候補者とした理由） 森山裕平氏は、事業会社において、事業責任者として経営企画、新規事業開発などを歴任した後、当社のカスタマーサクセス部門の立ち上げ及び事業基盤の改善を推進してまいりました。現在は当社の「FANTS」事業を統括し、その職責を十分に果たしております。係る実績を踏まえ、今後も当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	フジタ ゴウ 藤田 豪 (1974年12月26日)	1997年 4 月 日本合同ファイナンス株式会社 （現：ジャフコ グループ株式会社） 入社 2007年10月 同社中部支社投資部長 2007年11月 同社中部支社投資運用部長 2013年 4 月 同社中部支社長 2018年10月 株式会社MTG Ventures 代表取締役（現任） 2020年 3 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社MTG Ventures 代表取締役 株式会社オプティマインド 社外監査役 株式会社オルツ 社外取締役 株式会社Psychic VR Lab 社外取締役 株式会社キッチハイク 社外取締役 H2L株式会社 社外取締役 セレンディップ・ホールディングス株式会社 社外取締役 （社外取締役候補者とした理由） 藤田豪氏は、長年の企業育成経験に加えベンチャーキャピタル会社の経営に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を行っていただいております。係る実績を踏まえ、今後も、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。	一株

(注) 1. 各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田豪氏は現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は藤田豪氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年2月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
①補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。
②保険料
保険料は全額会社負担としております。
5. 当社は、藤田豪氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 加藤厚史氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社スターフロンツが保有する株式数も含んでおります。
7. 小林一樹氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ライフワークが保有する株式数も含んでおります。

取締役に対するストック・オプション報酬の件

当社の取締役の報酬額は、2020年3月24日開催の当社第4回定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分は、年額1,000万円以内）としてご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を下記のとおり割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

つきましては、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円以内として設定したいと存じます。

本件ストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の当社の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

記

新株予約権の具体的な内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数

500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 50,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、株式数が調整された場合には、調整後株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。

(8) 新株予約権の取得の条件

当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- ② 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- ④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- ⑤ 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

⑥会社が株式交換または株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

⑦会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

(9) その他

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

以 上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、企業活動が停滞し、大変厳しい状況となりました。政府による各種経済政策等が講じられておりますが、感染拡大が依然懸念されていることや収束時期の見通しが立たないことなど、先行きの不透明感が極めて強い状況となっております。

他方、当社が属するHRTechサービス領域については、従来からの「働き方改革」の推進に加えて、ニューノーマル（新常态）におけるテレワーク・在宅勤務への関心の高まりや、政府による電子化促進などを背景に、引き続き高い注目を集めております。

こうしたマクロ経済動向のなか、当社は「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という経営理念のもと、エンゲージメントプラットフォーム事業として、「TUNAG（ツナグ）」の事業拡大を進めてまいりました。コロナ禍による企業活動の停滞や新規投資マインドの減退の影響がありましたが、Webマーケティングの強化やWeb商談の活用により、潜在的な需要へのアプローチに注力しております。加えて、「TUNAG」の機能として、組織のエンゲージメント状態を可視化する診断「TERAS（テラス）」をリリースしたり、利用企業向けにオンラインイベントを開催するなど、利用企業の支援（カスタマーサクセス）の強化にも取り組んでおります。それにより、エンゲージメントプラットフォーム事業として「TUNAG」は堅調に成長を続け、2020年12月末時点で利用企業数は323社（前期末比74社増）となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は売上高620,719千円（前年同期比224,267千円増、56.6%増）、営業利益21,402千円（前年同期比57,829千円増）、経常利益7,217千円（前年同期比43,882千円増）、当期純利益4,212千円（前年同期比41,068千円増）となりました。

	第4期 (2019年12月期)	第5期 (2020年12月期)	前年同期比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	396,451	620,719	224,267増	56.6%増
営業利益又は営業損失 (△)	△36,426	21,402	57,829増	-
経常利益又は経常損失 (△)	△36,664	7,217	43,882増	-
当期純利益又は当期純損失 (△)	△36,855	4,212	41,068増	-

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は2,729千円で、その主な内容はシステム開発用のパソコンであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、新型コロナウイルス感染拡大の影響による運転資金需要に備え、金融機関より180,000千円の資金借入、及び160,000千円の当座貸越契約を締結いたしました。また、2020年12月15日付の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、第三者割当増資により、809,600千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社のさらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

① 人材の確保と組織力の強化

当社の持続的な事業継続には、事業拡大に対応できる人材の採用を継続し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の経営理念や行動指針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、社内のエンゲージメントを高め、社員が早期に活躍できるよう社内施策の整備や環境構築に努めてまいります。

② 新規契約獲得力の強化

現在、名古屋・東京・大阪を中心とし、全国に営業活動を行っています。新規契約実績の半数以上が、プロモーションコストを必要としない「顧客紹介」やテレマーケティングなどの「アウトバウンド活動」経由となっております。今後も新規顧客の開拓を行うために、営業人員の増員や教育体制の整備を行うとともに、販売パートナーの開拓や広告プロモーション（Web広告、イベント出展等）などの「インバウンド活動」を強化してまいります。また、導入実績が増えるにつれて、大企業からの受注が増加しており、ストック収益も2018年度末から2019年度末にかけて大きく増加しております。こうした受注単価の大きい大企業の新規開拓についても、これまで以上に注力してまいります。

③ 継続率の確保

導入顧客における効果最大化のため、サービス利用を支援するカスタマーサクセス部門の新規採用や教育体制の整備を行うことで、高い継続率の維持に取り組みます。加えて、顧客企業における効果の最大化のみならず、顧客間のネットワークを形成することにより、外部への広告・宣伝効果を創出し、新規顧客の開拓の効率化を図ります。

④ 技術革新への対応

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、顧客ニーズに対応する技術をいち早く取り込むことが競争優位性を維持していく要因となります。当社は、顧客ニーズに対応すべく、外部サービスとの連携を含め、新たな技術を吟味しながら、サービス機能の拡充に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制

当社は、顧客及びその従業員に関する個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在も情報管理については細心の注意を払っておりますが、今後も継続して、セキュリティの確保や社内体制の整備を行ってまいります。

⑥ 国内のエンゲージメントプラットフォーム事業を補完する収益基盤

当社は、国内の「働き方改革」や「テクノロジー」への注目を背景にサービスを拡大しており、その傾向は続くものと考えておりますが、技術革新や急速な景気変動に対して、現在のエンゲージメントプラットフォーム事業を補完すべく、エンゲージメントプラットフォーム事業の海外展開や、人事領域以外におけるサブスクリプション型等の新規事業の創出を行ってまいります。

⑦ 利益の定常的な創出

当社の収益モデルは、サービスが継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型のビジネスモデルですが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。一方で、事業拡大に伴う人件費、採用費、広告宣伝費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となるため、今後の新規顧客獲得活動や継続率の確保により、収益性の向上に努め、利益を定常的に創出できる体制を目指す方針であります。

⑧ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に深刻化し、緊急事態宣言の発出までに至った2020年3月～5月において、新規契約数が伸び悩み、月額収益の増減に影響があったものの、四半期単位では増収を継続することができました。6月以降は月額収益が改善傾向にありましたが、感染拡大の長期化も想定されることから、対応策としてオンラインセミナー（ウェビナー）やWeb商談など、テレワーク推進銘柄として継続成長できる販売体制を引き続き構築してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第2期 (2017年12月期)	第3期 (2018年12月期)	第4期 (2019年12月期)	第5期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高	(千円)	6,592	113,019	396,451	620,719
経常利益 又は経常損失 (△)	(千円)	△82,477	△143,508	△36,664	7,217
当期純利益 又は当期純損失 (△)	(千円)	△83,018	△144,662	△36,855	4,212
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△11.55	△19.48	△4.96	0.56
総資産	(千円)	317,782	253,346	354,557	1,403,812
純資産	(千円)	253,199	108,537	71,682	885,494
1株当たり純資産額	(円)	17.78	△17.71	△22.67	105.10

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第4期の期首から適用し、第3期以前の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

4 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり純利益又は1株当たり純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社は、Webサービスの開発・販売・運営を行っており、現在、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」及びオンラインファンサロン「FANTS」を提供しております。

(8) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

本社	愛知県名古屋市中村区
東京支社	東京都品川区
大阪支社	大阪府大阪市北区

(9) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
59名	12名増	29.1歳	1.2年

(注) 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の10分の1未満のため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社愛知銀行	45,002
株式会社百五銀行	44,996
岐阜信用金庫	41,660
株式会社日本政策金融公庫	40,000
株式会社十六銀行	27,000

(11) その他会社の状況に関する重要な事項 (2020年12月31日現在)

当社は、2020年12月15日付をもって、東京証券取引所マザーズへ株式を上場いたしました。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	28,000,000株
② 発行済株式の総数	8,425,000株
③ 株主数	4,977名
④ 大株主	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
加藤 厚史	3,525	41.84
ジャフコSV5 共有投資事業有限責任組合	777	9.23
株式会社スターフロンツ	600	7.12
大西 泰平	405	4.81
株式会社SBI証券	225	2.68
株式会社ライフワーク	200	2.37
ジャフコSV5 スター投資事業有限責任組合	192	2.28
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEG REGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	135	1.61
楽天証券株式会社	132	1.57
松井証券株式会社	105	1.26

(注1) 自己株式は保有しておりません。

(注2) 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行い、併せて2020年9月30日の臨時株主総会で定款を変更し、A種優先株式に係る定めを廃止し、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させております。これにより発行可能株式総数は同臨時株主総会開催日である2020年9月30日付で普通株式28,000,000株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2018年3月26日	2018年8月6日
新株予約権の数		110個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 110,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間		2020年3月27日から 2028年3月26日まで	2020年8月6日から 2028年8月5日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 110個	新株予約権の数 30個
		目的となる株式数 110,000株	目的となる株式数 30,000株
		保有者数 3名	保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株	目的となる株式数 -株
		保有者数 -名	保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株	目的となる株式数 -株
		保有者数 -名	保有者数 -名

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2018年12月17日	2019年4月15日
新株予約権の数		30個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり (1株当たり 200円)
権利行使期間		2020年8月6日から 2028年8月5日まで	2021年3月25日から 2029年3月24日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	30個
		目的となる株式数	30,000株
		保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数	-個
		目的となる株式数	-株
		保有者数	-名
	監査役	新株予約権の数	-個
		目的となる株式数	-株
		保有者数	-名

第6回新株予約権	
発行決議日	2019年8月13日
新株予約権の数	28個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 28,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間	2021年3月25日から 2029年3月24日まで
行使の条件	(注) 5
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)
	新株予約権の数 28個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 2名
	社外取締役
	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役
	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ① 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ② 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤ 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥ 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦ 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

2. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ① 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ② 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤ 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥ 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦ 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

3. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ① 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ② 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤ 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥ 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦ 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 第5回新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ① 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ② 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤ 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥ 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦ 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 第6回新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

(3) 以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

① 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。

② 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。

③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

⑤ 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

⑥ 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

⑦ 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

6. 2020年9月30日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

第7回新株予約権	
発行決議日	2020年7月13日
新株予約権の数	49個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 49,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間	2022年7月14日から 2030年7月13日まで
行使の条件	(注)
使用人等への交付状況	当社使用人
	新株予約権の数 49個
	目的となる株式数 49,000株
	交付者数 33名
子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 -個
	目的となる株式数 -株
	交付者数 -名

(注) 1.第7回新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ① 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ② 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤ 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥ 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦ 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

2. 2020年9月30日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤 厚史	
常務取締役	小林 一樹	VPOE プロダクト部長
取締役	満沢 将孝	TUNAG事業部長
取締役	大西 泰平	コーポレート本部長
取締役	森山 裕平	FANTS事業部長
取締役	藤田 豪	株式会社MTG Ventures 代表取締役 株式会社オプティマインド 社外監査役 株式会社オルツ 社外取締役 株式会社Psychic VR Lab 社外取締役 株式会社キッチンハイク 社外取締役 H2L株式会社 社外取締役 セレンディップ・ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	松井 常芳	株式会社木曽路社外取締役 株式会社MA企画 代表取締役社長
監査役	杉村 和哉	杉村公認会計士事務所代表 株式会社パラダイムシフト社外監査役 株式会社Authlete社外監査役
監査役	村瀬 敬太	城南法律事務所

(注) 1. 取締役藤田豪氏は、社外取締役であります。

2. 監査役松井常芳氏、杉村和哉氏、村瀬敬太氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役松井常芳氏は、企業の取締役の経験を通じ、経営管理に関する豊富な知識と経験を有するものであります。

4. 監査役杉村和哉氏は、公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しております。

5. 監査役村瀬敬太氏は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しております。なお、2021年1月1日より、城南法律事務所から御園総合法律事務所に移籍しております。

6. 当社は取締役藤田豪氏及び監査役松井常芳氏、杉村和哉氏、村瀬敬太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 取締役森山裕平氏、藤田豪氏は、2020年3月24日開催の第4回定時株主総会で新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役藤田豪氏、監査役松井常芳氏、杉村和哉氏、村瀬敬太氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がない場合には、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	6	60,080
監査役	3	7,860
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	67,940 (9,360)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2020年3月24日開催の第4回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2019年3月19日開催の第3回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役藤田豪氏は、株式会社MTG Venturesの代表取締役社長及び株式会社オプティマイン드의社外監査役、株式会社オルツ、株式会社Psychic VR Lab、株式会社キッチハイク、H2L株式会社、セレンディップ・ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松井常芳氏は、株式会社木曽路の社外取締役及び株式会社MA企画の代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役杉村和哉氏は、杉村公認会計士事務所代表、株式会社パラダイムシフト社外監査役及び株式会社Authleteの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役村瀬敬太氏は、城南法律事務所の役職者であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、2021年1月1日に移籍しました御園総合法律事務所と当社との間にも特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 藤田豪	2020年3月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、ベンチャーキャピタル会社における企業育成者及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 松井常芳	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる事業会社での経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役 杉村和哉	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 村瀬敬太	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、法曹界における知識及び経験に基づき、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」等を定める。
- 2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- 2) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- 3) 当社の内部監査部門は当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

e 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- 2) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- 3) 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- 4) 当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

f 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 必要に応じて、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフとして、当社の内部監査室所属の使用人がこれを兼務する。
- 2) 監査役スタッフの任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

g 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
- 2) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

h その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- 2) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- 3) 当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

i 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

j 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
- 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

k 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

a 内部統制全般

内部監査部門及びコーポレート部門は、内部統制システムの基本方針の策定及び整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、抽出された課題について、取締役会及び監査役会に報告し、代表取締役を通して被監査部門への改善指示を行っています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施し、財務報告の信頼性の確保に取り組んでいます。

b コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス委員会を四半期に1回、第5期においては4回開催し、「コンプライアンス規程」の運用状況に関して、コーポレート部門より報告を行い、研修計画等について議論し、取締役会において報告いたしました。また、研修により、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上、内部通報制度の周知を図っています。

c リスク管理体制の強化

リスク管理委員会を四半期に1回、第5期においては4回開催し、リスク分類に応じたリスクの分析や課題等について議論し、取締役会において報告いたしました。また、情報セキュリティについては、全役職員向けの研修を行い、セキュリティに関する知識や意識の向上を図っています。

d 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧のほか、取締役、執行役員等に対し随時ヒアリングを実施し、経営の状況や課題、リスク・コンプライアンス事案等に関し意見交換を行っています。また、監査役会は四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査室との連携を図っています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の1つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

計算書類

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,334,929
現金及び預金	1,291,490
売掛金	14,874
前払費用	15,322
その他	13,241
固定資産	68,882
有形固定資産	4,124
建物	15,744
減価償却累計額	△15,339
建物（純額）	405
構築物	441
減価償却累計額	△441
構築物（純額）	0
工具器具備品	12,108
減価償却累計額	△8,389
工具器具備品（純額）	3,719
無形固定資産	1,059
ソフトウェア	1,059
投資その他の資産	63,698
繰延税金資産	4,051
その他	59,647
資産合計	1,403,812

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	358,052
短期借入金	10,000
未払金	18,769
未払費用	37,561
未払法人税等	13,716
前受金	202,208
預り金	9,408
その他	66,388
固定負債	160,264
長期借入金	155,974
資産除去債務	4,290
負債合計	518,317
純資産の部	
株主資本	885,494
資本金	607,300
資本剰余金	547,300
資本準備金	547,300
利益剰余金	△269,105
その他利益剰余金	△269,105
繰越利益剰余金	△269,105
純資産合計	885,494
負債・純資産合計	1,403,812

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		620,719
売上原価		118,042
売上総利益		502,676
販売費及び一般管理費		481,273
営業利益		21,402
営業外収益		
受取利息	3	
助成金収入	124	
受取手数料	81	
その他	2	210
営業外費用		
支払利息	1,150	
株式交付費	7,189	
上場関連費用	6,056	14,395
経常利益		7,217
税引前当期純利益		7,217
法人税、住民税及び事業税	6,351	
法人税等調整額	△3,346	3,004
当期純利益		4,212

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

株式会社スタメン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 敦 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタメンの2020年1月1日から2020年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２０年１月１日から２０２０年１２月３１日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (１) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２００５年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

- (１) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (２) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２１年２月１５日

株式会社 スタメン 監査役会
常勤監査役（社外）松井 常芳 ㊟
監査役（社外）杉村 和哉 ㊟
監査役（社外）村瀬 敬太 ㊟

以 上

MEMO

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

定時株主総会会場ご案内図

会場

名古屋銀行協会 2階 201号室
名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 TEL 052-231-7851 (代)

交通

地 下 鉄

桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩6分
鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩6分
名城線「市役所駅」4番出口より徒歩8分

市 バ ス

名古屋駅バスターミナルより「外堀通」下車すぐ

The map shows the location of the venue (名古屋銀行協会) in Nagoya. It is situated near JR Nagoya Station (JR名古屋駅) and the丸の内駅 (Marunouchi Station). The venue is located on the 2nd floor of the 201st room of the Nagoya Bank Association. The map includes various streets and landmarks, such as the 桜通線 (Sakura Line), 鶴舞線 (Tsurumai Line), and 名城線 (Meijo Line). It also shows the location of the venue relative to the station and surrounding areas, including the 市役所駅 (City Hall Station) and the 外堀通 (Gaikeikou-dori). The map includes a compass rose indicating North (N) and a scale bar showing distances to Osaka (至大阪) and Tokyo (至東京).

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。